

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年3月15日（平成28年（独情）諮問第22号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（独情）答申第13号）

事件名：特定教職員に係る特定の兼業届等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月6日付け筑大法訟務第15-126号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の開示を求める。

当該兼業（もしくは業務）が行われることは、特定法人のWebサイトにおいて「特定教職員（筑波大学特定所属特定職）」と、開示請求以前から広告・宣伝されているため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

#### 2 不開示とした理由

存否応答拒否のため

(1) 本学の教職員が行う外部業務においては、兼業申請と出張申請は二者択一の関係にあることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定教職員が兼業申請を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものである。

(2) 特定教職員が兼業申請を行ったという事実の有無は、法5条1号の個人に関する情報及び特定の個人を識別できる情報として不開示情報に該当する。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公に

することが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当せず，同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められず，兼業に係る情報自体は特定教職員の筑波大学における職務の遂行に係る情報（同号ただし書ハ）にも該当しないものと認められる。

（３）したがって，本件対象文書の存否を答えることは，不開示情報を開示することとなるため，法８条の規定に基づき，存否応答拒否とする。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成２８年３月１５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年５月２３日 審議
- ④ 同年６月１４日 審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件開示請求は，別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は，本件対象文書については，その存否を答えるだけで法５条１号により不開示とすべき情報を開示することになるとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行っており，諮問庁は，これを妥当としていることから，以下，本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### ２ 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

（１）本件対象文書の開示請求は，特定教職員を名指しして，当該教職員の特定の兼業の届出に係る文書等の開示を求めるものであることから，その存否を答えることは，特定教職員が特定の兼業申請を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

（２）本件存否情報は，法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ，また，外部のＷｅｂサイトに特定教職員の外部業務が掲載されているとしても慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

（３）したがって，本件対象文書の存否を答えることは，法５条１号の不開示情報を開示することとなるため，法８条の規定により，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

##### ３ 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断

を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

筑波大学特定教職員の次の兼業（もしくは業務）に係り，兼業届と承認書  
（もしくは依頼書と出張届と出張報告書）

特定日 A～特定日 B の特定法人特定セミナーでの講師